

最低賃金1,000円の実現を求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

紹介議員

● 請 願 趣 旨 ●

働いても貧困から抜け出せない「ワーキング・プア」の増加が社会問題となっています。1年を通じて就労しても年収200万円以下の低賃金労働者は1,068万人(08年)と、10年で35%も増えています。特に女性や青年は2人のうち1人が低賃金・不安定雇用で働き、「自立できない」「子どもを育てられない」「かけもち仕事で身体は限界」と悲鳴があがっています。貧困労働の広がり、内需を冷え込ませて不況を長引かせるばかりか、青年の自立を困難にし、少子化を進め、社会保障の揺らぎ、地域社会の衰退、社会不安を引き起こし、私たちの社会の土台と未来を危うくしています。

ワーキング・プアは、国会でも問題とされ、2007年末には「最低賃金法の一部を改正する法律」が制定されました。改正法では、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」(第9条3項)して決定することになりました。ところが、改正法のもとで審議・改定されたはずの新しい最低賃金は、最も高い東京で791円、佐賀、長崎、宮崎、沖縄では629円。1,800時間働いたとしても税込み113~142万円で、生活保護基準を下回ってしまいます。しかも、今の制度には地域格差是正の視点がないため、大都市圏と地方の最賃格差は年々広がり、地方からの労働者の流出を後押ししています。

先の総選挙では、与野党問わず多くの政党が、最低賃金の引き上げや制度改革を公約に掲げ、「働く貧困は放置できない」との政治姿勢を明らかにしました。最低賃金法抜本改正は、今や超党派の課題です。

今国会で、最低賃金法の抜本改正を行い、低賃金の底上げと全国最低賃金制度導入による地域格差の是正を進めていけば、地域からの消費の拡大、貧困労働の解消と均等待遇への接近、中小企業の単価引き上げと適正利潤確保など、景気回復に向けた道筋が見えてきます。

ついては下記のとおり、最低賃金制度の抜本改正の実現を請願いたします。

● 請 願 事 項 ●

1. 最低賃金法を抜本改正し、最低賃金額を少なくとも時間あたり1,000円に引き上げること。
2. 全国最低賃金制度を導入し、地域間の最低賃金格差を是正すること。
3. 最低賃金の引き上げにあたっては、中小零細業者の経営支援策と生活支援策を十分に講じること。
4. 特定最低賃金(産別最賃)を普及させるため、必要性審議のあり方や決定方式を見直すこと。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |